

等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）についての第2条及び第3条の適用については、第2条第2号のアの(イ)中「という。」とあるのは「という。）。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同条第3号のアの(イ)中「という。」とあるのは「という。）。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、第3条第1項第2号のアの(イ)中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同項第3号のアの(イ)中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」とする。

4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）を開設した場合における当該介護医療院に係る療養室については、第2条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする。

介護支援課

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第19号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第54号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施

行に関し必要な事項を定めるものとする。

(看護職員及び介護職員)

第2条 条例第2条第4項の規定により定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び介護職員の員数の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下この項及び第4条において同じ。）に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下この項において「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上

(2) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上

2 前項の常勤換算方法とは、同項第1号に掲げる看護職員及び同項第2号に掲げる介護職員（以下この項において「看護職員等」という。）のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の看護職員等が勤務すべき時間数で除することにより常勤の看護職員等の員数に換算する方法をいう。

(従業者)

第3条 条例第2条第5項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上

(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上

(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 前項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(廊下の幅)

第4条 条例第2条第6項の規定により定める廊下の幅の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設 次のア及びイに掲げる施設の区分に応じ、それぞれア及びイに定める基準

ア 指定介護療養型医療施設（イに掲げるものを除く。）患者が使用する廊下が療養病床に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、

両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。

イ ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所ごとに入院患者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。） 1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下にあつては、1.6メートル以上とすること。

(2) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設 患者が使用する廊下が老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

介護支援課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第20号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第22条の2」に改める。

第19条第2項第2号中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第5章中第23条の前に次の1条を加える。

（従業者）

第22条の2 条例第68条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第26条第2号中「看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4号を削る。

第42条中「である」を「又は介護医療院である」に改める。

第45条第6項中「及び」を「介護医療院及び」に改める。

第61条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所における条例第160条第1項第5号に定める従業者 利用者を当該介護

医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上

第62条第4号のイ中「食堂及び」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）第4条及び介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備

第65条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において当該介護医療院の入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第67条に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の施設の基準に関する条例第6条並びに介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院をいう。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備

第68条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第70条第5項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第83条第2項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（平成36年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置）

13 第70条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言